

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名称	認証評価申請年度	認証評価（本評価）時の認定	追評価時の認定
法政大学法科大学院	2017年度	不適合	適合

法科大学院基準		付記事項	
大項目	評価の視点	<変更前>	<変更後>
教育内容・方法・成果	2-2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。また、それらが法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか（「連携法」第2条、「専門職」第6条）。	2017年度は、法律基本科目群 51 科目（公法系 12 科目、民事系 24 科目、刑事系 15 科目）、法律実務基礎科目群 15 科目となっていた。	法律基本科目群を、法律基本科目群（基礎科目）と法律基本科目群（応用科目）に変更したうえ、2021年度は、法律基本科目群（基礎科目）を 17 科目（公法系 4 科目、民事系 9 科目、刑事系 4 科目）、法律基本科目群（応用科目）を 35 科目（公法系 8 科目、民事系 15 科目、刑事系 12 科目）、法律実務基礎科目群 16 科目となっている。
教員・教員組織	3-5 法律基本科目の各科目について、専任教員が適切に配置されているか。	憲法分野に 1 名、民法分野に 3 名、刑法分野に 1 名、民事訴訟法分野に 2 名、刑事訴訟法分野に 2 名、商法分野に 2 名、行政法分野に 1 名の専任教員を配置していた。	2021年5月1日時点においては、憲法分野に 2 名、民法分野に 3 名、刑法分野に 3 名、民事訴訟法分野に 2 名、刑事訴訟法分野に 4 名、商法分野に 3 名、行政法分野に 1 名の専任教員を配置している。
学生の受け入れ	4-2 学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続を設定し、事前に広く社会に公表しているか（「専門職」第 20 条）。	法学未修者と法学既修者を区別し、それぞれにつき、学生の受け入れ方針に基づき各年度の募集人員、選抜方法及び選抜手続を設定したうえ、その内容を「入試要項」「パンフレット」、貴法科大学院のホ	法学未修者と法学既修者を区別し、それぞれにつき、学生の受け入れ方針に基づき各年度の募集人員、選抜方法及び選抜手続を設定したうえ、その内容を「入試要項」「パンフレット」、貴法科大学院

		ホームページ等を通じて、入学志願者にはもちろん広く社会一般にも公表していた。	のホームページ等を通じて、入学志願者にはもちろん広く社会一般にも公表している。なお、学校教育法施行規則に基づく内容に沿うべく専門職大学院学則を改定し、わが国が認める外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設のうち、その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限ることを追加し、その他、外国の大学等を修了した学生の受け入れに関して同規則に応じて表記を改めている。
4-9	入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか。	2014 年度では 2.02 倍であったものの、2015 年では 1.10 倍、2016 年では 1.27 倍となっており、法学未修者入試においても法学既修者入試においても競争の確保は達成されていなかった。	2018 年度以降に実施した入学者選抜においては、2 倍以上の実質競争倍率を確保している。
4-13	法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学数及び収容定員に対する在籍学生数は適切に管理されているか（「大学院」第 10 条）。	入学定員に対する入学数比率は、経年的に過度（50%以上）の不足が生じており、収容定員に対する在籍学生数比率については、2013 年度 71.1%、2014 年度 49.3%、2015 年度 47.1%、2016 年度 50.8%であった。	2018 年度以降、2021 年度入学者まで毎年 90%以上の入学者を確保しており、経年的に過度（50%以上）の不足が生じている状態は解消している。